

## 添付書類【その他】

①収入を確認する書類 ・ ②同別居に応じて必要な書類 両方をご確認いただき、当てはまるものをご提出ください。

**※別居でも被扶養者にできるのは、祖父母・兄・弟・姉・妹・曾祖父母・孫です。**

**※扶養にしたい方の状況によって、別途追加書類が必要になる場合があります。**

①収入を確認する書類	
状況	書類
退職	<p>○退職日を確認できるもの(以下のいずれか1点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職証明書【原本】(発行日が退職日以降のもの)</li> <li>・健康保険資格喪失証明書【原本】(発行日が退職日以降のもの)</li> <li>・源泉徴収票【写】</li> <li>・雇用保険離職票1・2【写】</li> </ul> <p>※当健康保険組合の適用事業所を退職した方は提出不要</p>
失業保険受給終了	<p>○失業保険受給終了日を確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給資格者証第1面・第3面【写】</li> </ul> <p>※第3面には必ず「支給終了」の印字がされているのをご確認ください。</p>
申請時現在も 継続して収入がある	<p>○収入額が確認できるもの(以下該当するものは全て)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与収入 ⇒ 直近3ヶ月分の給与明細書【写】または 給与見込み証明書【原本】</li> <li>・年金収入 ⇒ 年金振込通知書【写】または 年金額改定通知書【写】(最新のもの)</li> <li>・自営業収入 ⇒ 確定申告第1表・第2表【写】及び 収支内訳書【写】</li> <li>・その他の収入 ⇒ その収入の分かる書類</li> </ul> <p>※複数の収入がある場合には全ての書類を提出してください。</p> <p>※パート収入等、収入が下がったことによる扶養申請の場合は、収入が下がったときから3ヶ月分の給与明細書【写】が必要となります。</p> <p>ただし、契約変更等で、収入が下がる日付が明確な場合は、雇用契約書【写】や給与見込み証明【原本】にて確認し、認定可能な場合があります。</p>
任意継続被保険者 (本人)である人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意継続被保険者資格喪失証明書【原本】</li> </ul> <p>※被扶養者として加入していた場合は不要</p>
その他無収入	<p>○無職又は収入のないことが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税(非課税)証明書(市区町村発行) または 所得証明書(市区町村発行)</li> </ul> <p>※前年度に収入のあった方は、退職日のわかるものをご提出いただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業を営んでいた方 ⇒ 廃業証明書【原本】</li> <li>・無職無収入の理由が病気による方 ⇒ 診断書【写】も一緒に添付</li> </ul>

②同別居に応じて必要な書類	
状況	書類
同居	<p>○同居が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票【原本】(世帯全員が載っていて、続柄等の省略事項のないもの)</li> </ul>
別居	<p><b>※別居でも被扶養者にできるのは、祖父母・兄・弟・姉・妹・曾祖父母・孫です。</b></p> <p>○定期的な送金を確認できるもの(振込人に被保険者、受取人のご家族の名前があるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ATMの利用明細書(直近3ヵ月)、ネットバンキングの振込画面の印刷(直近3ヵ月)等</li> </ul> <p>○対象者の居住地、同居人等が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票【原本】(対象者の属する世帯全員が載っていて、続柄等の省略事項のないもの)</li> </ul>
<p><b>※同別居に関わらず、住民票に、他に扶養者と成り得るご家族の記載があった場合、扶養者を確定させるため、その方々全員の収入を確認させて頂く場合があります。</b></p>	